

薬 食 発 第 0801001号

平成 19・07・31 製局第 3号

環 保 企 発 第 070801001号

平 成 1 9 年 8 月 1 日

社団法人日本化学工業協会

会長 富澤 龍一 殿

厚 生 労 働 省 医 薬 食 品 局 長 高橋 直人

経 済 産 業 省 製 造 産 業 局 長 細野 哲弘

環 境 省 総 合 環 境 政 策 局 環 境 保 健 部 長 上田 博三

官民連携既存化学物質安全性情報収集・発信プログラム推進のための更なる御協力の
お願い

時下ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

平成 17 年 6 月に開始いたしました「官民連携既存化学物質安全性情報収集・発信プログラム (通称: J a p a n チャレンジプログラム)」について、貴協会におかれましては日頃から多大な御理解、御協力を賜り、誠にありがとうございます。

近年、環境安全に対する国民の関心は高く、化学物質についても国民がその安全性情報を手にしやすい環境作りが急務となっております。また、企業の社会的責任についての議論も進んでおり、化学物質の安全性情報の提供の重要性も高まっております。さらに、国際的な動きとしても、既に産業界が自主的に参画されている O E C D / I C C A HPV プログラムや、米国での自主的な安全性情報収集のプログラムが進められてきているところです。他方、先日施行された欧州における新化学物質規制 (R E A C H) では、企業が安全性情報を収集・登録しなければ、化学物質を上市できない仕組みが整備されました。このような中、我が国においては、J a p a n チャレンジプロ

グラムを立ち上げ、国内製造・輸入量が1,000トン以上の優先情報収集対象物質リストを公表し、官民が連携した化学物質の安全性情報の収集・発信の推進に取り組んでいるところです。特に、優先情報収集対象物質のうちOECD等海外で情報収集予定のものを除いた物質については、貴協会の積極的な御協力もあり、現在およそ80物質について企業・団体からスポンサー登録をいただいております。

本プログラムにおいて、来年4月以降に中間評価が予定されており、また、平成21年3月までスポンサー登録を受け付けることとしています。厚生労働省、経済産業省及び環境省といたしましては、引き続き、スポンサー登録がなされていない優先情報収集対象物質（64物質。以下「スポンサー未登録物質」という。）について多くの企業・団体からのスポンサー登録をお願いしつつ、本プログラムの推進に一層取り組んでまいります。つきましては、貴協会におかれましても、スポンサー未登録物質に対するスポンサー登録を今後更に増加させるため、コンソーシアムの形成を含め貴協会会員企業・団体に対して本プログラムへの積極的な参加を働きかけていただきますよう、改めて御協力をお願い申し上げます。

末筆ながら、貴協会のますますの御活躍を心よりお祈り申し上げます。

<参考資料>

- ・ 既存化学物質の安全性情報の収集・発信プログラムー J a p a n チャレンジプログラムーの概要
- ・ スポンサー未登録物質リスト

(問い合わせ・相談窓口)

厚生労働省医薬食品局審査管理課化学物質安全対策室

TEL: 03-3595-2298
FAX: 03-3593-8913
e-mail: exchpro@mhlw.go.jp

経済産業省製造産業局化学物質管理課化学物質安全室

TEL: 03-3501-0605
FAX: 03-3501-2084
e-mail: qqhbbfa@meti.go.jp

環境省総合環境政策局環境保健部企画課化学物質審査室

TEL: 03-5521-8253
FAX: 03-3581-3370
e-mail: chem@env.go.jp